

石川社会保険労務士事務所の料金表(基準)

石川社会保険労務士事務所では、社会保険労務士法施行規則第12条の10(報酬の基準を明示する義務)に基づき、法第2条第1項各号に掲げる業務を事業所様の委託を受けて遂行するに当たっては、事前に報酬額の算定の方法その他の報酬の基準を下記の通り明示することとします。ただ、個人のお客様や事業所様(従業員様個人)の状況も踏まえ、その契約内容については柔軟に対応させていただくつもりですので、先ずはご相談いただきますようお願い申し上げます。

1. 顧問報酬

労働基準法、労働者災害補償保険法(労災保険法)、雇用保険法、健康保険法、厚生年金保険法、国民年金法、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(労働保険料徴収法)等労働社会保険諸法令に関する書類作成や提出代行、労働社会保険諸法令に基づく届出や申請等についての事務代理、労働社会保険諸法令に基づく帳簿書類の作成、労務管理その他の労働に関する事項や社会保険に関する事項についての相談や指導業務

人数	1～5人	6～10人	11～15人	16～20人
顧問報酬月額	11,000	22,000	33,000	44,000
人数	21～30人	31～40人	41～50人	50人超
顧問報酬月額	66,000	88,000	110,000	別途相談

- ※ 上記顧問報酬月額には、下記の<顧問報酬業務に含まれない業務>に係る料金については含んでいません。
- ※ 人数は、事業主(常勤役員を含む)、従業員(パートタイマー、アルバイトを含む)の合計です。
- ※ 建設の事業等の二元適用事業は5割増となります。

< 顧問報酬業務に含まれない業務 (別途料金が必要となる業務) >

- ・ 給与・賞与計算業務
- ・ 就業規則や諸規程等、時間外労働・休日労働に関する協定届(三六協定)の作成・変更
- ・ 助成金や補助金等の支給申請業務
- ・ 労働保険(増加)概算・確定保険料申告書や健康保険・厚生年金保険報酬月額算定基礎届/厚生年金保険70歳以上被用者算定基礎届等の保険料の算定や申告
- ・ 届出や申請等に付随したり、またはその前提となる文書の立案や作成
- ・ 労働社会保険諸法令の新規適用や廃止手続き
- ・ 労働社会保険諸法令に関する不服申立に関する業務(料金については別途ご相談させていただきます)
- ・ 労働者派遣事業の適正な運営及び派遣労働者の保護等に関する法律(労働者派遣法)等労働に関する諸法令に係る届出や申請等の業務(料金については別途ご相談させていただきます)

- ・ 健康保険組合等への編入手続き(料金については別途ご相談させていただきます)
- ・ 労働安全衛生法に係る届出や申請等の業務(料金については別途ご相談させていただきます)
- ・ 従業員様個人に係る手当金や給付(金)等に関する業務(健康保険法の傷病手当金支給申請書や高額療養費支給申請書等、雇用保険法の(出生時)育児休業給付金支給申請書等、国民年金法等の年金請求書等など)

＜その他ご留意いただきたい事項＞

弊事務所では、労働・社会保険手続において電子申請での対応が可能な場合については、電子政府の総合窓口「e-Gov 電子申請システム」や「SmartHR」といったクラウド系のシステムを使用して業務を遂行することも可能です。その方法での受託につきご承諾いただける場合には、導入に当たっての事業所様との事前打ち合わせ等(個人情報並びに個人番号をその内容に含む特定個人情報(以下「特定個人情報等」と言います)及び電子申請の取扱いも含む)を要することになります。なお、同クラウド系のシステム導入費用は弊事務所において負担(ただし、「SmartHR」は、事業所様においてご負担いただく契約形態になります)するものとします。

2. 給与・賞与計算業務

月額基本料金	22,000 円	6人以上は、1人増す毎に550円を加算します。
導入時基本料金(登録作業料)	22,000 円	6人以上は、1人増す毎に1,100円を加算します。

- ※ 人数は、事業主(常勤役員を含む)、従業員(パートタイマー、アルバイトを含む)の合計です。
- ※ 賞与計算(臨時給与計算を含む)・年末調整は、1回につき月額基本料金をいただきます。
- ※ 原則として、給与計算業務は賃金締切日から支給日までの期間が10日以上(10日未満)の事業所様に限定させていただきます。なお、当該期間が10日未満(10日以上)の事業所様については、ご相談させていただきます。
- ※ 原則として、賞与計算業務についても、その支給対象期間の末日から支給日までの期間が10日以上(10日未満)の事業所様に限定させていただきます。なお、当該期間が10日未満(10日以上)の事業所様については、ご相談させていただきます。

＜その他ご留意いただきたい事項＞

弊事務所では、(株)マネーフォワード様の「マネーフォワードクラウド給与」システムを使用して業務を遂行することも可能です。その方法での受託につきご承諾いただける場合には、導入に当たっての事業所様との事前打ち合わせ等を要することになります。なお、同社からの同システム導入費用は弊事務所において負担するものとします。

3. 手続報酬

① 就業規則や諸規程等の作成・変更

内 容/種 別	個別契約	顧問契約
就業規則(三六協定を含む)の新規作成	165,000 円～	82,500 円～

就業規則(三六協定を含む)の変更	82,500円～	41,250円～
賃金規程・退職金規程等諸規程の新規作成	165,000円～	82,500円～
賃金規程・退職金規程等諸規程の変更	82,500円～	41,250円～

※ なお、就業規則は作成・変更よりもその後の運用のほうが重要ですので、顧問契約の締結を推奨します(就業規則は運用次第でその価値は大きく異なります。また、定期的な見直しが必須となります)。

② 助成金や補助金等支給申請 (社会保険労務士が取り扱える制度に基づくものに限りです)

内容/種別	個別契約	顧問契約
成功報酬方式	受給額の20%相当額	受給額の10%相当額

※ 事業所様の都合により申請を取り止めた場合、個別契約の場合は受給見込額の10%相当額、顧問契約の場合は同5%相当額を請求させていただきます。

※ 助成金等によっては、改善計画等の事前の作成・提出が必要になる場合があります。その場合には別途料金55,000円を請求させていただきます。

※ また、助成金等によっては、就業規則等の作成・変更が必要になる場合もあります。その場合には①に基づき、別途料金を請求させていただきます。

※ 着手後に不正受給に該当する旨発覚した場合には、以後の助成金等の支給申請手続きを中止し、違約金として、個別契約の場合は受給見込額の50%相当額、顧問契約の場合は同25%相当額を請求させていただきます。同時に、この場合には、個別契約や顧問契約に関わらず、お客様や事業所様との契約は解除させていただく場合があります。

※ 個別契約の場合には、原則として着手金として22,000円を請求させていただきます。

③ 労働社会保険の新規適用や廃止等

被保険者数/種別	労働保険のみ	社会保険のみ	両保険同時
1～4人	22,000円	33,000円	44,000円
5～9人	33,000円	44,000円	66,000円
10～19人	55,000円	66,000円	110,000円
20人以上	1人増す毎に1,100円加算		1人増す毎に2,200円加算

※ 建設の事業等の二元適用事業は労働保険については5割増となります(両保険同時の場合は別途ご相談させていただきます)。

④ 保険料の算定・申告

被保険者数/種別	労働保険 (増加)概算・確定保険料申告書	健康保険・厚生年金保険 報酬月額算定基礎届 月額変更届・賞与支払届
----------	-------------------------	---

1～4人	22,000円	22,000円
5～9人	33,000円	33,000円
10～19人	44,000円	44,000円
20人以上	1人増す毎に1,100円加算	

- ※ 建設の事業等の二元適用事業及び海外派遣者の特別加入等がある場合は、別途ご相談させていただきます。また、建設の事業等に係る単独有期事業における「労働保険 保険関係成立届」「労働保険(増加)概算・確定保険料申告書」等の作成等、建設の事業等に係る一括有期事業における「労働保険 保険関係成立届」「労働保険(増加)概算・確定保険料申告書」「一括有期事業開始届(なお、平成31年4月1日以後、廃止されています)」「一括有期事業報告書」「一括有期事業総括表」等の作成等には相応の時間を要することもあり、これらについても別途ご相談させていただきます。
- ※ これら業務を遂行するに当たって必要となる書類等については、事業所様の責任においてご用意いただきますようお願い申し上げます。

⑤ 従業員様個人に係る届出等

(例)雇用保険被保険者資格取得届及び同喪失届(離職票の作成は除く)、健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届/厚生年金保険70歳以上被用者該当届及び同喪失届/同不該当届、健康保険被扶養者(異動)届/国民年金第3号被保険者関係届、健康保険・厚生年金保険被保険者住所変更届、健康保険・厚生年金保険産前産後休業取得者申出書/変更(終了)届、雇用保険被保険者氏名変更届等々

1件につき 11,000円

- ※ 顧問契約をご締結いただいた場合には、これらの業務は顧問契約に含まれています。

⑥ 個人のお客様及び従業員様個人に係る保険給付請求、支給申請、年金請求等

内容/種別	一般的なもの	複雑なもの
健康保険・労災保険給付請求	44,000円	労災保険の障害(補償)給付等も含め別途相談
雇用保険給付金等支給申請(雇用保険被保険者離職証明書(離職票)の作成も含む)		別途相談
年金請求等		障害基礎(厚生)年金等も含め別途相談
第三者行為による保険給付請求	88,000円(労災保険の場合) 66,000円(健康保険の場合)	別途相談
労災保険の海外派遣者の特別加入に係る保険給付請求	33,000円	
その他	22,000円	別途相談

<その他ご留意いただきたい事項>

弊事務所では、労働・社会保険手続において電子申請での対応が可能な場合については、電子政府の総合窓口「e-Gov 電子申請システム」を使用して業務を遂行することも可能です。その方法での受託につきご承諾いただける場合には、導入に当たっての個人のお客様や事業所様(従業員様個人)との事前打ち合わせ等(特定個人情報等及び電子申請の取扱いも含む)を要することになります。

4. 人事・労務管理報酬

人事・労務管理報酬とは、社会保険労務士業務のうち人事・労務管理に関する多岐にわたる事項につき、相談、指導、企画、立案及び実施のための運用、指導を行う場合における報酬です。それらは受託内容、業務スケジュール、作業量等によって内容が大きく変わります。また、ほとんどの場合、就業規則や諸規程等の作成・変更業務も受注させていただくことになると思われますので、一律の料金設定は行っておりません。従って、報酬の額については、個別事情により別途ご相談させていただきます

5. 相談・立会報酬

① 相談報酬

相談報酬とは、労働社会保険諸法令につき、ご依頼を受けた都度、ご相談に応じ又は指導する場合に受ける報酬です。なお、法定・任意後見制度等のご相談や高度な知識を要するものについては、別途ご相談させていただきます。

1回 1時間 11,000円+交通費実費 (以降30分毎に1,100円追加)

② 立会報酬

立会報酬とは、関係官庁が行う調査等に当たって、立会う場合に受ける報酬です。

1回 1時間 16,500円+交通費実費 (以降30分毎に1,650円追加)

6. 旅費・日当・宿泊費

旅費・日当・宿泊費は、受託業務に関し、個人のお客様や事業所様(従業員様個人)のご依頼により出張した場合に受けるものです。

※ 旅費 実費 鉄道・航空機・船舶・車(自家用車)

なお、車の場合は、往復走行距離×ガソリン単価(注1)÷基準燃費(注2)で算出したものを請求させていただきます。

(注1)出張日の直前に、給油所で給油した際の実際の小売価格に基づき算出し、その際の領収書を添付した上で請求させていただきます。

(注2)国土交通省：「自動車燃費一覧表(令和6年3月) ガソリン乗用車(普通・小型)(WLTCモード)」に基づく燃費値(km/L)は33.6になります。添付別紙に記載の通り。

※ 日当 1日 11,000円

※ 宿泊費 実費

※ 交通機関を利用する場合の座席指定等、宿泊については、常識の範囲内のクラスとする。

7. 報酬の特例

① 消費税等

報酬等の価格はすべて税込価格にしています。

② 特例

業務内容が複雑多岐にわたる場合、業務遂行に相当の時間を要する場合、開業支援業務の場合、法定相続情報証明制度に係る業務の場合、裁判所の手続において訴訟代理人である弁護士とともに出頭し陳述することができる補佐人としての業務の場合、任意後見制度等に係る業務の場合については、別途ご相談させていただきます。なお、法定後見制度に係る業務に関しては、その報酬等は裁判所において決定されるべきものであるため、それについては、ここでは定めません。

③ 印紙代、手数料等について

手続関係書類に必要な印紙代等の公租公課は、報酬等とは別に受けるものとします。また、個人情報の保護に関する法律第 16 条第 2 項に規定する「個人情報取扱事業者(社会保険労務士も該当します)」が、同条第 4 項に規定されている、その開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止(その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるものは除く)を行うことのできる権限を有する対象たる個人データ(これを「保有個人データ」と言う)の開示等のご請求に係る手数料については、1,100 円を申し受けます。

④ 緊急依頼

特に緊急を要するものについては、報酬等の額の 20%を加算することができるものとします。

⑤ 解約の報酬

個人のお客様や事業所様(従業員様個人)のご都合により着手後に解約する場合は、所定の報酬の額の全額を請求することができるものとします。

⑦ その他

個人のお客様や事業所様(従業員様個人)に災害その他特別の事情がある場合は、報酬の額を減免することができるものとします。

以上

※ 令和 6 年 10 月 1 日 改定

ガソリン乗用車(普通・小型)

当該自動車種の製造又は輸入の事業者が行う者の氏名又は名称

トヨタ自動車株式会社

車名	通称名	型式	類別区分番号	原動機		型式及び変速段数	車両重量 (kg)	乗算定員 (名)	WLTCモード				主要燃費改善対策	主要排出ガス対策	駆動形式	その他燃費向上の要因		(参考) 低排出ガス認定	日産年度(平成27年度、令和2年度、令和3年度)		
				総排気量 (L)	型式				燃費値 (km/L)	1000走行におけるCO2排出量 (g-CO2/km)	平均27年度燃費基準値 (km/L)	令和2年度燃費基準値 (km/L)				令和3年度燃費基準値 (km/L)	燃費向上率 (%)		燃費向上率 (%)	燃費向上率 (%)	燃費基準値 (km/L)
	7777	6AA-MKPK10	0003,0004	M15A (内排燃機) (電動機)	1.49	CVT (E)	1080	5	35.8	65	20.5	23.4	26.8	3W	F	2~7777付	☆☆☆☆☆☆	174	182	133	★7.5
		6AA-MKPK10	0001,0002	M15A (内排燃機) (電動機)	1.49	CVT (E)	1080	5	35.1	66	20.5	23.4	26.8	3W	F	2~7777付	☆☆☆☆☆☆	171	180	130	★7.5
		6AA-MKPK11	0021,0022	M15A (内排燃機) (電動機)	1.49	CVT (E)	1120	5	34.6	67	18.7	21.8	26.6	3W	F	2~7777付	☆☆☆☆☆☆	185	188	130	★7.5
		6AA-MKPK11	0001,0002,0005,0006,0009,0101,0013~0015,0018~0020,0023~0027	M15A (内排燃機) (電動機)	1.49	CVT (E)	1180~1180	5	33.6	69	18.7	21.8	26.3~26.6	3W	F	車両重量1120kg以下かつ2677付	☆☆☆☆☆☆	179	154	128~127	★7.5
		6AA-MKPK11	0003,0004,0007,0008,0011,0012,0016,0017	M15A (内排燃機) (電動機)	1.49	CVT (E)	1140~1150	5	32.0	73	18.7	21.8	26.4~26.5	3W	F	167777付	☆☆☆☆☆☆	171	146	120~121	★7.0
		6AA-MKPK11	0028,0029	M15A (内排燃機) (電動機)	1.49	CVT (E)	1150~1160	5	29.3	79	18.7	21.8	26.3~26.4	3W	F	177777付	☆☆☆☆☆☆	156	134	110~111	★6.0
		6AA-MKPK15	0001,0002	M15A (内排燃機) (電動機) 11MM (電動機)	1.49	CVT (E)	1190	5	30.1	77	18.7	21.8	26.1	3W	A		☆☆☆☆☆☆	160	138	115	★6.5
		6AA-MKPK16	0001~0010	M15A (内排燃機) (電動機) 11MM (電動機)	1.49	CVT (E)	1220~1290	5	30.0	77	17.2	20.3	25.7~25.9	3W	A		☆☆☆☆☆☆	174	147	115~116	★6.5